

川崎市公告第698号

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき、意見書の提出がなされましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オーケー登戸店

川崎市多摩区登戸2535-1

2 提出された意見書

1通

3 提出された意見の概要

(1) 入庫待ちの車両について、周辺道路に歩道がなく危険なことから、警備員の常時配置について検討されたい。

(2) 周辺道路から出入口に面した道路への進入にあたり、車両の錯綜を避けるため、信号やミラーの設置、歩道の整備等について検討されたい。

4 提出された意見書の縦覧場所

経済労働局観光・地域活力推進部商業・サービス業振興担当（本庁舎9階）及び多摩区役所

5 提出された意見書の縦覧期間及び時間帯

令和8年3月6日から令和8年4月6日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。